3　［略］

［項を削る。］

（研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官）

第五十条　研究環境課に、研究公正推進室及び競争的研究費調整室並びに放射光施設推進専門官一人を置く。

2　研究公正推進室は、科学技術に関する研究開発の公正な実施の推進に関する事務をつかさどる。

［項を削る。］

3　研究公正推進室に、室長を置く。

4　競争的研究費調整室は、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関する事務をつかさどる。

5　競争的研究費調整室に、室長及び競争的研究費調査官四人を置く。

6　競争的研究費調査官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものに関する研究機関における管理体制の整備に関する調査、指導及び助言に当たる。

7　放射光施設推進専門官は、放射光施設（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項に規定する放射光を使用して研究等を行うための施設をいい、同項に規定する特定放射光施設を除く。）の整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（拠点形成・地域振興室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官）

第五十一条　産業連携・地域振興課に、拠点形成・地域振興室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官それぞれ一人を置く。

2　拠点形成・地域振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大学、高等専門学校その他研究機関と民間事業者等との連携による科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進のための拠点の形成に関すること。

二　地域の振興に資する見地からする科学技術の振興であって文部科学省の所掌事務に係るものに関する事務をつかさどる。

3　［同上］

4　研究公正推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　科学技術に関する研究者に関する基本的な政策のうち研究開発の公正な実施の推進に係るものに関する企画及び立案並びに推進に関すること。

二　科学技術に関する研究者に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち研究開発の公正な実施の推進に係るものに関すること。

三　研究者の養成及び資質の向上に関する事務（研究開発局の所掌に属するものを除く。）のうち研究開発の公正な実施の推進に係るものに関すること。

5　研究公正推進室に、室長を置く。

（量子研究推進室）

第五十条　研究開発基盤課に、量子研究推進室を置く。

2　量子研究推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち中性子線施設の共用の促進に係るものに関すること。

二　基盤的研究開発に関する事務のうち量子の研究に係る科学技術（研究振興局の所掌に属するものを除く。）及び放射線発生装置に係るものに関すること。

三　放射線の利用に関する研究開発に関すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

四　放射性同位元素の利用の推進に関すること。

五　国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

3　量子研究推進室に、室長並びに量子ビーム利用推進専門官及び放射光施設推進専門官それぞれ一人を置く。

4　量子ビーム利用推進専門官は、光子、イオン、電子、中性子等のビームの利用の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

［項を加える。］

［項を加える。］

5　放射光施設推進専門官は、放射光施設（特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成六年法律第七十八号）第二条第三項に規定する放射光を使用して研究等を行うための施設をいい、同項に規定する特定放射光施設を除く。）の整備及び利用等の推進に関する専門的事項についての企画及び立案に当たる。

（地域支援室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官）

第五十一条　産業連携・地域支援課に、地域支援室並びに大学技術移転推進専門官及び研究交流管理官それぞれ一人を置く。

2　地域支援室は、地域の振興に資する見地からする科学技術の振興であって文部科学省の所掌事務に係るものに関する事務をつかさどる。